

## 学校問題 ADRとは

学校問題ADR(Alternative Dispute Resolution 裁判外紛争解決手続)とは、子どもの学校での問題に関し、裁判手続によらないで、話し合いにより紛争解決を図る手続をいいます。

学校、子ども、保護者をめぐる様々なトラブルについて、学校問題に知見のあるあっせん人(弁護士)が間に入り、非公開の話し合いにより迅速、柔軟な解決を図ります。

### ●保護者の方



子どものいじめに関して、学校側に改善を求めているけど学校側が全く取り合ってくれない。どうしたらよいだろうか。金銭的な解決が目的ではないし、訴訟を起こすのは時間やお金がかかりそう。

⇒金銭的な解決に馴染まないトラブルであっても、学校問題ADRを申し立てることによって、低額な手数料で、迅速かつ柔軟な解決を図ることができます。

### ●教育機関関係者の方

保護者からの学校に対する要望にできるだけ話し合いでの穏当な解決を図りたい。しかし、当事者同士での話し合いでは、なかなか解決に進まないなあ。



⇒学校側が自ら学校問題ADRを申し立てるか、又は保護者側に申立てをしてもらいます。これによって、あっせん人(弁護士)が第三者として間に入り、冷静な話し合いでの解決を図ることができます。

## 申立窓口

### 東京弁護士会 紛争解決センター

住所: 〒100-0013

東京都千代田区霞が関 1-1-3

弁護士会館 6階

TEL: 03-3581-0031

受付時間: 9:30~12:00

13:00~15:00

ホームページ: <http://www.toben.or.jp/>

アクセス:

- ①地下鉄/霞ヶ関駅から  
(丸の内線、日比谷線、千代田線)  
B1-b 出口より直通
- ②地下鉄/桜田門駅から  
(有楽町線)  
5番出口より徒歩5分



## 学校問題 ADR

学校に関する問題でお悩みのあなた。

話し合いでの解決を検討してみませんか？

# Q & A

## 1 「学校問題ADR」の特徴は？

- ・学校問題に知見のあるあっせん人が、中立的な立場で和解のサポートをします。
- ・平日夜間や休日での期日開催ができます。
- ・期日は非公開です。
- ・短期間にまとめて期日開催をすることによって迅速な解決が可能です。
- ・金銭的解決のみならず、学校側に対応改善を求めるなどの柔軟な解決を図ることができます。
- ・事案によっては、助言者が直接子ども本人に意思を聞くことがあります。

## 2 「学校問題ADR」の対象は？

学校問題に関して生じたトラブルであれば、分野を問いません。

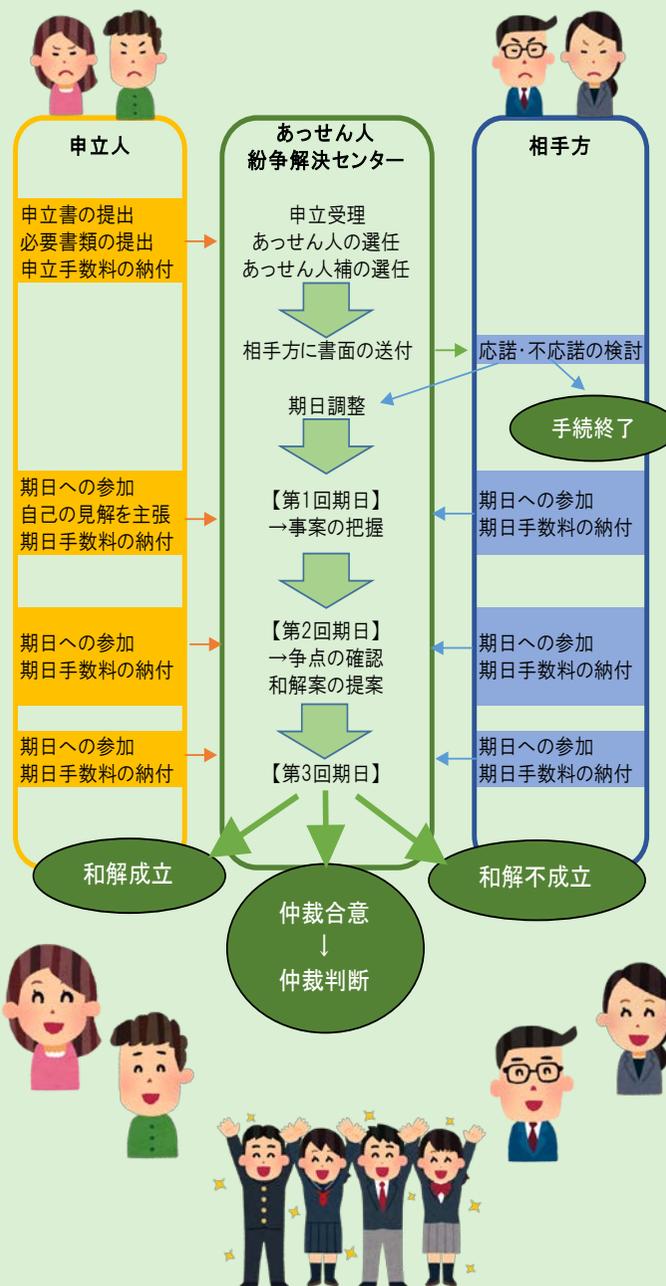
- 例) ・いじめに対する学校の対応に不満がある場合
- ・子どもの転校を求めたが、学校側が了承しない場合
  - ・学校と保護者との対立が激しく、支障が生じている場合
  - ・いじめや暴行、学校事故で生じた損害賠償を請求したい場合
  - ・学校において保護者間又は生徒間にトラブルがある場合

## 3 あっせん人とは？

学校に関する法律問題につき知見のある弁護士や、学校問題に関する専門的な研修を受けた弁護士があっせん人として手続きに参加します。あっせん人は中立的な立場から当事者の話をよく聞き、必要に応じて資料の提出を求めたり、和解案を提示したりして、当事者の和解による解決をサポートします。

## 手続きの流れ(例)

※期日の回数等は事件によって異なります。



## 4 申立ての方法は？

まず、申立書や必要書類を東京弁護士会の窓口へ提出し、申立手数料を納付します。申立書や必要書類は東京弁護士会の窓口にあります(東京弁護士会のホームページでもダウンロード可能です。)。学校側及び保護者側の双方において申立てを行うことができます。

## 5 手続きはどこで開催されるか？

手続きは、原則として弁護士会館 4 階(千代田区霞が関1-1-3)において、平日の弁護士会執務時間内に行われます。例外的に、当事者の希望により夜間や休日での実施も可能です。その場合には、あっせん人の法律事務所などで開催されることになります。

## 6 費用はどのくらいかかるか？

- ① 申立手数料: 1 万円(申立人負担)
- ② 期日手数料: 1 期日ごとに当事者双方 5000 円(当事者双方負担)
- ③ 成立手数料: 下記の表に照らして算出(原則として当事者双方で折半)

成立手数料早見表

紛争解決額(A)	成立手数料
・125 万円未満 ・算定困難事案	10 万円
125 万円以上 300 万円まで	A × 8%
300 万円を超え 1500 万円まで	24 万円 + (A - 300 万円) × 3%
1500 万円を超え 3000 万円まで	60 万円 + (A - 1500 万円) × 2%
3000 万円を超え 5000 万円まで	90 万円 + (A - 3000 万円) × 1%
5000 万円を超え 1 億円まで	110 万円 + (A - 5000 万円) × 0.7%

(注) いずれの金額も消費税別の金額となります。各手数料の詳細については窓口にお問い合わせください。